

障害のある人が受給
できる各種手当

問 福祉事務所障害福祉係
☎内線157

身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。

申請には専門医の診断書が必要です。

◆障害者

▶特別障害者手当

【申請できる人】

20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人(障害年金と併給可能です)

【申請できない人】

①病院等に継続して3か月を超えて入院している人
②施設等に入所中の人
③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

【手当月額】 26,940円

(支給月 5月・8月・11月・2月)

◆障害児

【申請できる人】

20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人

【申請できない人】

①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人

②施設等に入所中の人
③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

【手当月額】 14,650円

(支給月 5月・8月・11月・2月)

▶特別児童扶養手当

【申請できる人】

20歳未満の障害のある児童を監護する父母(または養育者)

【申請できない人】

①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
②施設等に入所中の児童の父母
③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人(扶養親族数により異なります)

【手当月額】

1級 51,700円

2級 34,430円

(支給月 4月・8月・11月)

「暮らしの便利帳」を作成します

問 総務課行政係 ☎内線321

市の行政情報や観光情報などを掲載した「暮らしの便利帳」を、松浦市と株式会社サイネックスで官民協働事業として作成し、7月に市内全世帯に配布予定です。作成にあたり、サイネックスの社員が各団体や事業者を訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

3世代同居・近居
を支援しています

問 都市計画課建築係
☎内線233

最大補助額40万円

親、子、孫(小学生以下の子どもが対象)などの3世代で同居・近居するための、住宅の新築、改修工事または住宅の取得を支援します。

【対象となる工事】

①新築工事
②改修工事

▼間取りの変更など
▼キッチン、浴室、トイレ、洗面所などの改修・増設
▼バリアフリー改修
▼屋根、天井、外壁、床、窓の断熱改修
▼浄化槽の設置、取替え

▼住宅の取得(新築・中古)

【申請期間】

4月2日(月)～11月30日(金)

※現在、子どものいない若年のご夫婦で、これから子育てを予定する人も対象になります。

※近居とは、同居以外で親世帯と子育て世帯が市内に居住することなどを言います。

住宅の耐震化を
支援しています

問 都市計画課建築係
☎内線233

最大補助額約100万円(①②③の合計)

昭和56年5月31日以前に建てられた戸建て木造住宅の耐震化を支援します。

①耐震診断

【事業内容】

市が耐震診断士を派遣し、一般診断法に基づく耐震診断を行います。

【補助の内容】

耐震診断費46,200円のうち30,800円(自己負担額15,400円)

②耐震改修計画作成

【対象となる計画】

①の耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された住宅を当該耐震基準に適合させる改修計画

【補助の内容】

耐震改修計画作成に要した費用の3分の2の額(上限7万円)

③耐震改修工事

【対象となる工事】

②の耐震改修計画に基づき実施される耐震改修工事

【補助の内容】

耐震改修工事に要した費用の4分の3の額(上限90万円)

①②③の申請期間
4月2日(月)～11月30日(金)

※病院、店舗、工場など多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対する耐震診断の支援(補助率3分の2、上限160万円)もありませんのでご相談ください。

行政相談所

問 総務課行政係 ☎内線321
鷹島支所市民課 ☎内線603・11

国の行政機関が行っている仕事やサービスについて、意見・苦情や要望などはありませんか。次のおとり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】 4月12日(木)
午前10時～午後4時

【場所】 市役所別館会議室

【行政相談委員(敬称略)】

川畑喜久雄

☎0956-75-0724

☎0956-74-0456

☎0956-74-0456

☎0956-74-0456

●鷹島会場

【日時】 4月12日(木)
正午～午後4時

【場所】 鷹島支所

【行政相談委員(敬称略)】

小田鐵三郎

☎0955-48-2444



スポーツ安全保険に加入しませんか

問 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 311

【受付期間】 平成31年3月29日(金)まで

【保険期間】 加入手続日の翌日の午前0時から平成31年3月31日午後12時まで

【対象者】 スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う4人以上の団体・グループ

【掛金および保険金額】 下記のとおり。

※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

一般団体の加入区分

平成30年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分・年間掛金 (一人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額	
				死亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)			
子ども (中学生以下) 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	・スポーツ活動 ・文化・ボランティア・ 地域活動	A1	800円	団体活動 中とその 往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償、合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	団体活動全般および 個人活動 ※AW区分の特徴:個人活 動・個人練習なども補償 の対象となります。	AW	1,450円	同上	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償、合算 1事故 5億500万円 ただし、対人賠償は 1人 1億500万円	同上
				上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 1事故 500万円	対象外
大人 (高校生以上)	64歳以下	C	1,850円	団体活動 中とその 往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円 (※自動車事故によって 賠償責任を負った場合 は補償の対象となりま せん。)	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	65歳以上	B	1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	・文化・ボランティア・地域活動 ・準備・片付け・応援・団体の送迎	A2	800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (アムカフツボリ山登りなど)	D	11,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分 (教室ごとに4人以上で加入してください)

Web 限定	全年齢	短期スポーツ教室 (開催 期間3カ月以内) の活動	短期 スポーツ 教室	800円	団体活動 中とその 往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償、合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
-----------	-----	------------------------------	------------------	------	---------------------	---------	---------	--------	--------	--	--

教育委員異動のお知らせ

問 教育総務課総務係 ☎内線353

●退任委員

(2月22日付け退任)

白石 しのぶ 前委員
市原 義光 前委員

●新任委員

(2月23日付け新任)



氏山智美委員



金井田秀規委員

●教育委員会の構成

職名	氏名	任期
教育長	今西 誠司	平成28年4月2日～平成31年4月1日
教育長 職務代理者	島田 茂明	平成28年2月23日～平成32年2月22日 (平成29年2月23日～平成31年4月1日)
委員	平原 章宏	平成29年2月23日～平成33年2月22日
委員	氏山 智美	平成30年2月23日～平成34年2月22日
委員	金井田 秀規	平成30年2月23日～平成31年2月22日

※ () 内は、教育長職務代理者としての任期です。